

# 落合総合公園 利用料金(税込)

平成27年4月1日 改定

単位:円

施設名	市内者(時間当たり)		市外者(時間当たり)		営利を目的とするもの時間当たり
	一般	中学生以下	一般	中学生以下	
屋根付ゲートボール場	全面	620	310	市内料金の1.5倍	市内料金の2倍
	1/2面	310	150		
	(照明設備)	1,050			
屋外ゲートボール場	全面	630	310	市内料金の1.5倍	市内料金の2倍
	2面	420	210		
	1面	210	100		
テニス場	(1コート)	210	100	市内料金の1.5倍	市内料金の2倍
	(照明設備)	310			
テニスコートは全面で4コートです。 複数コートご利用の場合の料金徴収については 1コートの利用合計金額に利用コート数を乗じた額となります。					
野外ステージ	310		市内料金の1.5倍		市内料金の2倍
白梅総合体育館	(アリーナ全面)	3,270	1,630	市内料金の1.5倍	市内料金の2倍
	( 1/2 )	1,630	810		
	( 1/3 )	1,090	540		
	( 1/4 )	810	400		
	( 1/5 )	650	320		
	(サブアリーナ全面)	1,000	500		
	( 1/2 )	500	250		
	(2階ホール)	740	370		
	1回 (トレーニング個人利用)	210			
	(会議室)	640			
	(北側控室)	130			
(南側控室)	80				
(玄関ホール)	190				
1回 (音響設備)	1,050				
(空調設備)	利用料に0.2倍				

単位:円

施設名	市内者(時間当たり)		市外者(時間当たり)		営利を目的とするもの時間当たり		
	一般	中学生以下	一般	中学生以下			
野球場	780	390	市内料金の1.5倍	市内料金の2倍			
	(照明設備)				3,150		
	1回 (音響設備)				1,000		
多目的グラウンド	全面	550	270	市内料金の1.5倍	市内料金の2倍		
	1/2面	270	130				
	(照明設備)	2,100					
サッカー場	3,150	1,570	市内料金の1.5倍	市内料金の2倍			
	(サブグラウンド)	310			150		
ハイランドおちあい	研修室	1,050	520	市内料金の1.5倍	市内料金の2倍		
	和室24畳	700	350				
	和室12畳	520	260				
	和室8畳	520	260				
	食堂	1,050	520				
	1回 厨房(食堂含む)	3,270	1,630				
	玄関ホール	90					
	駐車場	1,440					
	1回 音響設備	1,050					
	空調設備	利用料に0.2倍					
宿泊料	洋室	3,590	1,790	3,590	2,680	3,590	
	和室	3,040	1,520	3,040	2,280	3,040	

○宿泊を伴う場合の会議等利用は16:00～翌日10:00まで無料となります。

ただし、会議等利用者の半数以上が宿泊をする場合に限りです。

○空調設備(冷房・暖房)を使用した場合は、利用料の20%が必要になります。

○その他

ラインパウダー使用料				移動式放送設備貸出	
野球場	野球・ソフト	1コート	¥380	1回	¥1,100
多目的グラウンド	野球・ソフト	1コート	¥380		
	サッカー	1袋	¥850		
ゲートボール場	テニス	1コート	¥380		
	ハンドボール	1コート	¥380		
サッカー場	サッカー	1袋	¥850		

○使用料減免については次ページをご覧ください。

○備考

1. 入場料を徴収して利用する場合の利用料は、市内料金の3倍を頂きます。

使用料免除について

1. 施設を利用する障害者を介助する介助者1名

使用料半額減免について

1. 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方
2. 生活保護受給者
3. 真庭市ひとり親家庭等医療費受給者の属する世帯
4. 後期高齢者医療制度の被保険者のうち低所得者 I に該当する者の属する世帯
5. 次に掲げる者を構成員とする世帯で、世帯全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の世帯  
・身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方

※免除、減免を受けようとする場合は、受付時に障害者手帳等の証明できる書類を提示してください。

※料金加算、減免料金を算出した金額に10円未満の端数が生じるときには、これを切り捨てる。